

清瀬市学校施設スポーツ開放

令和7年度のご利用について

清瀬市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課

学校施設スポーツ開放(以下、「スポーツ開放」という)とは、「清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則」に基づき、学校教育に支障のない範囲で清瀬市立小中学校の体育館、校庭を地域の団体に開放しており、目的はスポーツ及びレクリエーション活動に限ります。

スポーツ開放時間

	体育館	校庭
平日	午後 6 時～午後 9 時	使用不可
土曜日	午後 2 時～午後 9 時	午後 2 時～午後 5 時※
日曜・祝日 ・長期休業日	午前 9 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 5 時※

※教育活動等により、学校によっては開放していない時間帯があります。

※長期休業日とは、夏季・冬季・春季休業日をいいます。

※校庭は、5月～10月 は午後 5 時まで。11 月～4 月 は午後 4 時までの開放です。

使用料

体育館	850円/時間
校庭	無料

使用料の減免(要申請)

構成員要件(指導者除く)	減免割合	減免適用後使用料/時間(目安)
4分の3以上が市内在住の小中学生で構成された利用団体	4分の3	210 円
2分の1以上が市内在住の小中学生で構成された利用団体	2分の1	420 円
4分の3以上が市内在住の 65 歳以上で構成された利用団体	4分の3	210 円
2分の1以上が市内在住の 65 歳以上で構成された利用団体	2分の1	420 円
2分の1以上が市内在住・在勤・在学の障害者で構成された利用団体(※)	2分の1	420 円

※障害者の方の減免につきましては、清瀬市障害福祉課での団体登録が別途必要です。

使用料の減免にかかる手続き

使用料の減免を受けようとする団体は、使用日の前月 15 日まで(15 日が土日祝日の場合は翌開庁日まで)に「学校施設スポーツ開放使用料減免申請書」を生涯学習スポーツ課に提出して承認を受けてください。

減免承認を受けた団体の毎月の減免申請は不要です。ただし、減免区分の変更があった場合や該当しなくなった場合には、生涯学習スポーツ課へ速やかに届け出てください。

1. 団体登録

学校施設スポーツ開放の利用には【団体登録】が必要です。登録のない団体は利用できません。

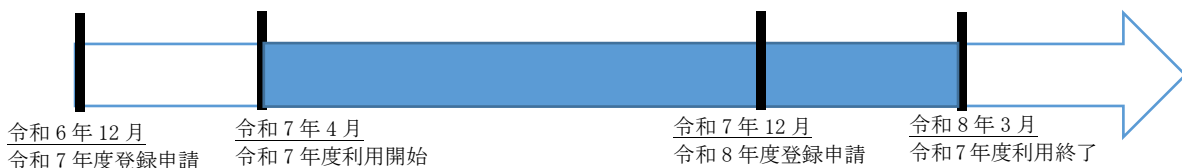
対 象: 令和 7 年度利用希望団体(更新・新規)

受付期間: 令和 6 年 12 月 2 日(金)～12 月 20 日(金)※厳守

登録条件: 以下の条件を満たす団体

清瀬市内に在住、在勤及び在学する 10 人以上の者で構成する団体

当該利用団体に利用責任者として成人(市内在住、在勤及び在学者)が含まれていること



※登録の有効期限は登録の日から当該日の属する年度末です。

※年度途中で登録はできません。

※登録内容に変更が生じた場合は変更・取消申込書(様式第 2 号)により手続きをしてください。

※使用学校・競技・団体数により登録できない場合がございます。

2. 学校開放運営協議会

学校開放運営協議会とは、教育施設に出入りするため、各団体代表者と学校側が顔を合わせ、注意事項などの共有及び団体同士の利用時間の調整をすることを目的としています。

3. 利用申し込み

学校開放運営協議会によって定められた利用日時を基に、利用する日の前月 21 日から使用前日までの間に公共施設予約システムで利用の申請及び使用料の支払いをしてください。

※使用料の支払いについては体育館のみ

4.利用時の注意

- ・利用時間は、入室から退出までの時間です。
- ・学校の許可なく利用団体による「また貸し」はおやめください。
- ・学校の備品等の破損等があった場合及びトラブル発生時等は、速やかにご報告ください。
生涯学習スポーツ課 042-497-1815(平日 8:30～17:00)
清瀬市役所代表電話 042-492-5111(上記以外)
- ・照明及び夏季冬季の空調の消し忘れがないよう、団体内で確認をお願いします。
- ・学校敷地内および周辺での喫煙は禁止されています。(清瀬市受動喫煙防止条例)
- ・駐車場は学校が認めた場合に限り、決められた場所を使用し、路上駐車や近隣住民の迷惑になる行為はおやめください。
- ・学校へ持ち込んだものについてはゴミも含めお持ち帰りください。
- ・不正使用等が発覚した場合は使用許可及び登録を取消し、今後の使用を許可しない場合があります。
- ・その他、各学校でのルールを守りご利用ください。

問合せ

清瀬市教育委員会教育部

生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係

TEL:042-497-1815